



代理人制度 (シンガポール編)

1. シンガポールの代理人制度

シンガポールの弁理士は、シンガポール特許庁（以下「IPOS」という）に対する特許手続の代理業務を行うことができます。なお、意匠・商標に関しては、代理人制度がないため、誰でも代理業務が可能です。

シンガポールでは、2002年以前に無試験で登録された弁理士（57名）と、2002年から始まった弁理士試験に合格して登録された弁理士（64名）が活動しています。

2. シンガポールの弁理士試験

シンガポールの弁理士試験は、毎年10月頃に開催されます。試験は欧州特許弁理士試験と同様に、実務的な4科目（Paper A～D）で構成されています。

2.1. 受験資格

受験資格は特にありません。1科目につき400シンガポールドル（約3万6千円）で誰でも受験可能です。外国人でも受験できます。但し、IPOSは、Graduate Certificate in Intellectual Property (GCIP) という1年間のコースを受験前に修了することを推奨しています。また、公務員でも受験できます。現にIPOS所属の弁理士兼審査官がいます。

2.2. 試験科目

各科目の試験時間は4時間です。同じ年に4科目とも受験する場合には、4日連続で受験することになります。年に1～2科目を受験するのが一般的です。試験科目毎の出題内容は次のとおりです。

- Paper A 特許明細書作成
- Paper B 拒絶理由通知応答
- Paper C 特許侵害・特許有効性判定

Paper D 特許法・特許実務

どの科目も事例問題が出題されます。

2.3. 受験環境

受験生の大半は特許業務に携わっています。日本と異なり、予備校はありません。IPOS傘下の教育機関IPアカデミーが試験対策講座を企画したこともありましたが、希望者が少なかったため頓挫しました。過去問は全て公開されているので、試験対策のベースです。また、試験内容が類似している欧州特許弁理士試験の過去問も活用できます。

試験会場は2013年までIPOS内でしたが、2014年からは受験生増加によりIPOS付近の会場に変わりました。書き込みのない条文集、判例集、辞書等の持ち込みが認められています。2013年よりノートPC貸与されるようになりました。問題用紙のPDF版とWORD版がノートPCに保存されているので、文章や図面を問題用紙からコピーして答案用紙に貼り付けることができます。回答はWORDファイルに書き込みます。試験終了時に回答を書いたWORDファイルをサーバーにアップロードします。合格ラインは、各試験とも5割です。

2.4. 合否

答案は2人の試験委員により採点され、受験から約半年後に合否が決まり、IPOSから結果が通知されます。答案は返却されます。採点内容は非公開ですが、採点基準と講評は公開されます。

3. 弁理士の登録要件

登録要件は以下のとおりです。

1. シンガポール在住である

2. 学士資格を有する
3. GCIPコースを修了している
4. 弁理士試験4科目に合格している
5. 12ヶ月間弁理士の下で特許代理人業務のインターンシップをしている

シンガポール国籍は不要ですが日本に住みながら登録を維持することはできません。大学を卒業していれば良く、技術的バックグラウンドは不要です。

3.1. GCIPコース

シンガポール国立大学の法学部とIPアカデミーが共催している1年間のコースです。商標・意匠・著作権・特許などについて、シンガポール・英国・米国の法律や判例を学びます。試験は最初に受ける法律の基礎科目のみマーク式で、それ以外は論文式です。口述の試験はありません。

シンガポールで特許業務に従事している人の大半がこのコースの卒業生です。法改正の説明会や弁理士試験会場で同級生と会うこともあります。同窓会等のイベントもあって、ネットワーク作りに役立ちます。

3.2. 科目免除

知的財産法や特許実務に精通していると認められた場合、GCIPコースや弁理士試験数科目が免除されます。具体的には、豪州・欧州・英国のいずれかの弁理士資格を持つ場合、シンガポール特許法に関するPaper Dのみ合格すればそれ以外は免除となります。また、シンガポールのPaper A・B・Cに対応する豪州・欧州・英国の試験に合格している場合は、該当科目が免除となります。シンガポールで英国の弁理士試験を受験できるので、シンガポールの試験と英国の試験の両方を受ける受験生もいます。

3.3. インターンシップ

1年間のインターンシップが登録要件となっているため、シンガポールの弁理士は特許事務所または企業の知財部門に属するのが一般的です。

4. 弁理士の実情

無資格の特許技術者の数は多いです。そもそも、試験が実務的なので特許技術者として仕事をしながら受験することが一般的です。また、無試験で登録した弁理士の多くは、技術的バックグラウンドのない弁護士です。まだ弁理士の数が少ないですが、出願件数も多くないので、弁理士になっても安泰ではありません。

5. むすび

シンガポールは特許法ができてから20年しか経っておらず、代理人制度も発展途上です。しかしながら、IPOSが審査官を増員し、2015年からはPCTの国際調査機関になるので、シンガポールでの実体審査の重要性が高まるでしょう。他国の審査結果を右から左に流すような従来のやり方は通用なくなり、シンガポールでの実体審査に対応できる弁理士が必要となります。ASPECなど東南アジアのハブとしての役割も注目されており、刻一刻と状況が変化していますので、常に新しい知識を取り入れていくことが大切です。

著者紹介

田中陽介（たなか・ようすけ）

Spruson&Ferguson (Asia) 所属。1981年北海道生まれ。2006年京都大学大学院工学研究科電子工学修士課程修了。専門は通信、エレクトロニクス及びコンピュータソフトウェア。外資系企業（特許権利化部門）4年の経験を経て、2010年よりシンガポールへ。GCIPコースを修了し、シンガポールの特許事務所に就職。
<http://www.spruson.com/>

編集者紹介

木本大介（きもと・だいすけ）

日本弁理士、GIP 東京所属。1977年神奈川県生まれ。2003年上智大学大学院理工学研究科電気電子工学修了。専門は電気。2005年弁理士試験合格。企業（知財部）3年、特許事務所7年の経験を経て、2013年7月より現職。
<http://www.giplaw-tokyo.co.jp/jp/>